

福県医発第280号(地)

平成16年 4月30日

152
16.4.30

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師

会長 竹 嶋 康



中国における重症急性呼吸器症候群（SARS）患者の発生に伴う
対応について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、中国でのSARS報告事例につきましては、平成16年4月28日付（福県医発第243号）をもってお送りいたしました。

今般、中国におけるSARS患者等の発生状況を踏まえ、国内においてSARSに罹患している疑いのある者を早期に把握し、必要な対応を迅速かつ的確に実施するため、別途通知されるまでの間、医療機関において下記のとおり対応を求める通知が、厚生労働省健康局結核感染症課より各都道府県衛生主管部（局）長へなされた旨、日本医師会感染症危機管理対策室ならびに福岡県保健福祉部より連絡がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了承くださいますとともに、貴会管下医療機関への周知協力方よろしくご高配の程お願い申し上げます。

なお、中国でのSARS報告事例について、確定例の接触者数の増加がありましたので、4月27日14時時点のものを併せてお送りいたします。

記

1. 発症前10日以内に中国への渡航歴があり、38度以上の急な発熱、咳、呼吸困難等、SARSが疑われる症状を示す者については、必要に応じて保健所等に連絡し、SARSを念頭に置いた検査（PCR法、LAMP法等）を実施すること。
2. 上記の検査でSARSと診断された場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条に基づき、直ちに最寄りの保健所に届け出ること。
3. なお、PCR法、LAMP法等で陰性となった場合であっても、他の人への接触をなるべく避けて経過を観察し、発熱が持続する等、症状の改善がみられない場合には再検査を実施すること。

(地 15 F)
平成16年4月28日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
雪 下 國 雄

中国における重症急性呼吸器症候群 (S A R S) 患者の発生に伴う対応について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、中国でのS A R S 報告事例につきましては、平成16年4月26日付 (地14 F) をもってお送りしました。

今般、中国におけるS A R S 患者等の発生状況を踏まえ、国内においてS A R S に罹患している疑いのある者を早期に把握し、必要な対応を迅速かつ的確に実施するため、別途通知するまでの間、医療機関において下記のとおり対応を求める通知が、厚生労働省健康局結核感染症課長より、各都道府県衛生主管部 (局) 長に対しなされました。併せて、都道府県行政においてS A R S に関する検査体制を確認することを求めています。

つきましては、本通知をお送りいたしますので、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会等にご周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、中国でのS A R S 報告事例について、確定例の接触者数の増加がありましたので、4月27日14時時点のものを併せてお送りいたします。

記

1 . 発症前10日以内に中国への渡航歴があり、38度以上の急な発熱、咳、呼吸困難等、S A R S が疑われる症状を示す者については、必要に応じて保健所等に連絡し、S A R S を念頭に置いた検査 (P C R 法、L A M P 法等) を実施すること。

2 . 上記の検査でS A R S と診断された場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号) 第12条に基づき、直ちに最寄りの保健所に届け出ること。

3 . なお、P C R 法、L A M P 法等で陰性となった場合であっても、他の人への接触をなるべく避けて経過を観察し、発熱が持続する等、症状の改善がみられない場合には再検査を実施すること。

健感発第0427001号
平成16年4月27日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

中国における重症急性呼吸器症候群（SARS）患者の
発生に伴う対応について

今般の中国におけるSARS患者等の発生状況を踏まえ、国内において、SARSに罹患している疑いのある者を早期に把握し、必要な対応を迅速かつ的確に実施するため、別途通知するまでの間、医療機関において下記のとおり対応いただくこととしたので、ご了知の上、貴管内の医師会、医療機関等の関係機関に対して、周知願います。

また、貴職においては、貴自治体でのSARSに関する検査体制を確認いただくようお願いします。

記

1. 発症前10日以内に中国への渡航歴があり、38度以上の急な発熱、咳、呼吸困難等、SARSが疑われる症状を示す者については、必要に応じて保健所等に連絡し、SARSを念頭に置いた検査（PCR法、LAMP法等）を実施すること。
2. 上記の検査でSARSと診断された場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条に基づき、直ちに最寄りの保健所に届け出ること。
3. なお、PCR法、LAMP法等で陰性となった場合であっても、他の人への接触をなるべく避けて経過を観察し、発熱が持続する等、症状の改善が見られない場合には再検査を実施すること。

中国でのSARS報告事例について

H16.4.27 14:00時点

症例	確定例	確定例	疑い例	疑い例	疑い例 ~
診断	SARS確定例 (中国政府) SARS可能性例 (WHO)	SARS確定例 (中国政府) SARS可能性例 (WHO)	SARS疑い例 (中国政府) 検査結果待ち (WHO)	SARS疑い例 (中国政府) 検査結果待ち (WHO)	SARS疑い例 (中国政府) 未発表 (WHO)
性・年齢	26歳・女性	20歳・女性	女性 (確定例 』の母親)	31歳・男性	-
居住地	安徽省	北京市	安徽省	北京市	-
職業等	安徽医科大学・大学院生 (国立ウイルス学研究所に おいて研修)	健宮病院・看護師 (確定例 』を看護)	確定例 』の母親 (確定 例 』を看病)	国立ウイルス学研究所 研 究者	確定例 』の父親、母親、 おば、同じ病室にいた患者
経過	3月7~22日 北京・国立ウ イルス学研究所で研修 3月25日 発病 3月29日 健宮病院入院 4月3日 Huainan第2病院 入院 4月4日 Anhui医科大病院 入院 4月23日 中国政府がSAR S確定例と発表 (WHO は可能性例と分類)	4月5日 発病 4月7日 健宮病院入院 4月14日 北京大学病院工 U入院 4月22日 SARS抗体陽性 4月23日 中国政府がSAR S確定例と発表 (WHO は可能性例と分類)	4月8日 発病 4月19日 死亡 4月23日 中国政府がSAR S疑い例と発表	4月17日 発病 4月22日 隔離入院 4月23日 中国政府がSAR S疑い例と発表	(確定例 』の接触者とし て経過観察中に発熱) 4月25日 中国政府がSAR S疑い例と発表
接触者等	353名の接触者を経過観 察中	640名の接触者を経過観 察中 4月25日 中国政府が確 定例 』の父親、母親、 おば、同じ病室にいた患 者がSARS疑い例であ ると発表			